

(B) 学術研究助成費等関係

Q-1：私立大学への奨学目的の寄附金は、一般寄附金となるのか。

A-1：奨学目的であれば、奨学寄附金として開示する。

Q-2：大学で実施される寄附講座の費用は対象となるのか。
対象となる場合はどの項目で開示するのか。

A-2：奨学寄附金として開示対象となる。

Q-3：一般寄附金は、どのようなものが対象となるのか。

A-3：大学周年事業への寄附、財団に対する寄附、医療機関等への寄附が対象となる。

Q-4：企業が研究を公募し助成する寄附金はどこの項目で開示するのか。
個人名も対象となるのか。

A-4：一般寄附金として開示し、個人名は開示対象となる。

Q-5：財団を通じた寄附も該当するのか。

A-5：財団を通じた寄附も該当する。

Q-6：財団、NPO 法人を通じた寄附は、法人に支払った金額か、それとも法人から医療機関に支払った金額のどちらを対象とするのか。

A-6：支払先の医療機関が特定できる場合には、医療機関名で開示する。

医療機関が特定できなくても、学術研究助成に使われていることが明らかであれば財団法人名が対象となる。

Q-7：本ガイドラインでは、学術研究助成費がその公開対象とされているが、会員企業が当該項目を開示する場合、受領団体名と件数/金額だけでよいか？

(例) 奨学寄附金；

〇〇大学〇〇教室 ⇒ 〇〇大学 (受領団体)

A-7：学術研究助成費の用途等により具体的に〇〇教室まで特定できるものについては、個別情報が公開となる。

受領団体までしか特定できない場合は、その受領団体名と件数/金額が公開となる。

Q-8：学会には、本体学会とその地方会が存在しているが、開示する場合、地方会分をそ

の旨記載して本体学会にまとめて開示してもよいか。

A-8：透明性確保の観点から、地方会に対する寄附金等は、本体学会とは分けて公開する必要がある。

Q-9：学会寄附金では、物品寄附も対象となるのか。

また、その場合の金額換算は、いわゆる“希望小売価格”として良いか。

A-9：物品寄附（金額換算）も対象となる。

金額換算については、適切な市場価格等に基づいて、各社で判断ください。

Q-10：学会共催費にはどんな項目が入るのか。

A-10：「(B) 学術研究助成費」の「学会共催費」は、ランチョンセミナー、シンポジウム等の学会等と共催する会合において、会員企業が学会側に直接支払った金額のみを公開対象とする。

また、学会側に直接支払ったもの以外の共催に関わる費用は、「(D) 情報提供関連費」の「講演会費」として公開する。

この「費用」については、会場使用料、講師の交通費宿泊費、参加者の弁当代等の費用が該当するが、これらの費用が「学会側に直接支払った金額」に含まれる場合は、「学会共催費」として公開する。

なお、講師謝礼については、「(C) 原稿執筆料等」の「講師謝金」として公開する。

Q-11：本項 Q&A-10 において、学会側に直接支払ったものを「(B) 学術研究助成費」、それ以外は「(D) 情報提供関連費」の講演会費にて公開とあるが、学会は開催するにあたり、学会事務局の運営会社に支払うことが多い。

これは、学会に支払うという解釈で良いか。

A-11：学会との共催費用については、「(B) 学術研究助成費」の学会共催費として公開することが原則である。

本来、学会事務局に支払う費用を運営会社に支払った場合においても、「学会共催費」として公開ください。

Q-12：学会共催ランチョンセミナー等で、参加医師へ提供した弁当代で、学会側におさめる共催費には含まれず学会が手配したのではなく、自社手配で調達・支払した場合も、「(B) 学術研究助成費（学会共催費）」に含まれるのか？

それとも、このような弁当代は別途「(D) 情報提供関連費」や「(E) その他の費用」になるのか？

A-12：学会共催ランチョンセミナー等の参加者の弁当代について、自社手配で調達したも

ので、学会側に支払う共催費に含まれない場合は、「(D) 情報提供関連費」の「講演会費」として公開する。

Q-13：セミナーやシンポジウム等の共催で、学会会場で関係者を招いて立食パーティーを開催した場合、「学会共催費」か「接遇等費用」どちらでの費用計上が適切なのか。

A-13：学会共催セミナー等において立食パーティーを開催した場合の費用は、「(D) 情報提供関連費」の「講演会費」として公開する。

なお、当該立食パーティーが学会との共催で、その費用が学会側に支払う共催費に含まれる場合は、「(B) 学術研究助成費（学会共催費）」となる。

Q-14：学会展示等の費用は公開対象となるのか。

A-14：対象とはならない。

Q-15：本項 Q&A-14 において、学会展示等の費用は対象とならないとあるが、学会主催のイベントに自社ブースを出展する展示費用については、開示する必要がないという理解で良いか。

それとも、「(B) 学術研究助成費」ではなく、「(D) 情報提供関連費」として開示する必要があるか。

A-15：学会併設展示会等の費用は、本ガイドラインの対象外である。

Q-16：自社主催の展示会の費用は、公開対象となるのか。

A-16：対象とはならない。

Q-17：業界団体が学会と共催して行うランチョンセミナーの講師謝金等は、業界団体が公開するのか。

A-17：業界団体が公開する必要はない。

ただし、各社が分担金を負担して業界団体名でランチョンセミナーを行う場合、各社は負担金を公開する必要がある。

Q-18：業界団体が学会と共催して行うランチョンセミナーの講師謝金等に関して、当該団体に加盟している各企業からの業界団体への会員活動費（運営経費）の中に当該分担金が入っているが、その分担費用の詳細が各企業別に算出できない場合には、どのようにすれば良いのか。

A-18：団体が会費として徴収した運営経費を充当した場合は対象外である。

Q-19 : 学会共催費などで第〇回〇〇学会との記載例が示されているが、受領団体名と金額だけ開示すれば足り、「第〇回」の部分は開示しなくてよいか。

A-19 : 本ガイドラインの事例に従い「第〇回」も開示ください。

Q-20 : 学会の地方会と共催してセミナーを実施した場合、学術研究助成費の中の学会寄附金と学会共催費のどちらに入れるべきか。

A-20 : 学会共催費となる。

Q-21 : 学会（地方会）開催にあたり、製品紹介等のメーカープレゼンテーションを有料で行う場合の費用の支払いは、学術研究助成費の学会寄附金または学会共催費の扱いとして、学会名と金額を開示する必要があるのか。
あるいは情報提供関連費として年間の件数・総額の一部として報告すれば良いのか。

A-21 : 学会共催費に該当するので、開示が必要となる。

Q-22 : HOSPEX（医療機器・福祉機器に関する展示会：主催日本医療福祉設備協会・日本能率協会）などの展示会で、自社セミナーを行った場合、費用は公開しなければならないか。

A-22 : 医療関係者を対象としたセミナーは、公開対象となる。

Q-23 : 日本赤十字社臨床検査技師会の会誌に広告を掲載する際に支払う広告費用（広告料）は、一般寄附金に該当するか。

A-23 : 広告費用は公開対象とならない。